



エアポートポリスボックス

8月号

知っていますか？自転車のこと



飲酒運転は禁止！
自転車でも飲酒運転です。

違反すると
5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

自転車は車道が原則、歩道は例外！



道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。

違反すると
3カ月以下の懲役又は
5万円以下の罰金



車道は左側を通行！
自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。

違反すると
3カ月以下の懲役又は
5万円以下の罰金



その他にも違反すると…

- ★ 二人乗り → **【2万円以下の罰金又は料料】**
- ★ 「並進可」の標識がある場所以外での並進（横に並んで走行すること） → **【2万円以下の罰金又は料料】**
- ★ 夜間に前照灯及び尾灯（反射器材）をつけずに走行 → **【5万円以下の罰金】**
- ★ 交差点での一時不停止 → **【3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金】**

自転車だから大丈夫と思っていないませんか？

自転車でも違反すれば罰則があり、安全な運転を怠って事故を起こせば高額な賠償金を支払う事態も考えられます。自転車は「車両」であることを認識して、思いやりを持った安全な運転を心掛けましょう。

怪しい人、物を見かけたら

110番または

福岡空港警察署

092-621-0110

へ通報のご協力をお願いします！



【今からできる防犯対策】



ダウンロードはこちら ↑↑